⑺　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment

⑻　Contact point for the notice: Yuji Oosawa, General Administration Dept., Corporate Service Unit, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 4―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―0013 Japan. TEL 03―3504―4627

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月1日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　岡本　　博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　付替県道頭地大橋上部工工事

⑶　工事場所　熊本県球磨郡五木村大字頭地地内

⑷　工事内容

形式：ＰＣ５径間連続ラーメン箱桁橋

延長：Ｌ＝487m

幅員：ｗ＝10.5m

⑸　工期　平成23年２月～平成24年10月

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：約5,800㎥、鉄筋：約990ｔ、ＰＣケーブル：約290ｔ

⑺　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲（契約後ＶＥにつながる基本的な考え方は除く）は対象としない。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

⒁　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たなる取り組み」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51―２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。（入札説明書参照）

⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒃　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当するときは、単体、共同企業体の構成員全てに入札説明書４．⑵に定める技術者とは別に、４．⑵に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑵②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で現場に配置することとする。

・九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注したプレストレスト・コンクリート工事のうち平成17年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定表の評定合計の平均が74点未満の場合。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件に満たしている者又は、次に掲げる条件に満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年11月１日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から付替県道頭地大橋上部工工事に係る特定ＪＶとしての競争参加の資格の認定を受けている者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局におけるプレストレストコンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　平成８年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～エ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、ア）～エ）は同一工事とする。

ア）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）であること。

イ）橋梁型式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

ウ）最大支間長が95m以上であること。

エ）架設工法が片持ち張出し工法の架設工法であること。

但し、経常建設共同企業体にあっては、構成員のすべてが上記同種工事の実績を有していること。なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

⑤　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。（入札説明書参照）

⑥　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。